研究 No. 0513

広島県旧豊松村の明治期の家屋台帳と民家

ー家屋台帳に見る民家の諸形態とその変遷ー

主査　川本　重雄*1
委員　児島　由美子*2

広島県神石高原町の豊松村民俗資料館に、明治 10 年代後半に作成された 218 軒分の『家屋台帳』が残っている。本研究は、この『家屋台帳』特にそこに収められた間取り図の調査と現存する民家の実測調査を行うことにより、この地域における 19 世紀後半の民家平面の特徴や時代的変遷過程などを明確にしようとするものである。

本報告では旧豊松村の民家が、囲炉裏のあるナカノマを中心に構成される「ナカノマ型」から床の間を持つ主室と次の間で構成される「続き間型」に変化していったこと、この変化が岡山県に接する村の東部から西部へ段階的に広がっていったことなどを明らかにした。また、「ナカノマ型」「続き間型」それぞれに理想型があり、その理想を目標に一般の民家が建てられていたと考えることで、間取り図に見られる民家平面の多様性を理解できることを述べた。

キーワード：1）家屋台帳、2）ナカノマ型、3）続き間型、4）民家、5）豊松村、

THE TRADITIONAL HOUSES AND THEIR REGISTERS OF FORMER TOYOMATSU VILLAGE

— A Study on the Plans of the Traditional Houses and Their Registers —

Ch.　Shigeo Kawamoto
Mem.　Yumiko Kojima

In Jinseki-Kogen-cho, Hiroshima prefecture, there are house registers in the folklore musium of Toyomatsu-son. This study aims to reveal the actual situations of ground plans of farm houses in the second half of 19th century, through the research of this registers and survey on old farm houses which still remain. Mainly, there are two things that have become clear from the study. One is the transition of plan types, from "Nakanoma" type, a composition of a house with a Nakanoma, which has an irori (hearth) as a focal point, to "Tsuzukima(Suite)" type composed of a main room with tokonoma and an anteroom. The fact that the transition had spread gradually from the eastern part of the village to the west, has been revealed too. And both types have had their own ideal images according to which common farm houses were build.

1.　はじめに

1.1　研究の概要

本研究は、広島県旧豊松村収蔵庫兼歴史民俗資料館に保管されている有木・笹尾両地区の家屋台帳と両地区の民家を調査することにより、旧豊松村における民家の諸形態やその時代的・地域的変遷を検討しようとするものである。

この研究で取り上げる旧豊松村の家屋台帳は明治 10 年代後半に作成された資料で、当時有木村・笹尾村と呼ばれていた両地区の全建物を調査したものである。有木村の台帳はその３分の１程度が欠落しているが、笹尾村の台帳は欠落なく現存しており、庄屋クラスの大規模民家から小規模民家に至るまでの様々な民家、社寺建築や炭焼き小屋など両地区にあった建物の状況を非常によく伝えている。

本研究では、この家屋台帳のうち民家に関する記載、特にその間取り図を資料として研究を進めた。また、2004・2005 年度には、家屋台帳に記載された民家のうち現存するものを実測調査し、その間取りの変遷過程も検証した。そして、以上のように収集したデータをもとに、旧豊松村における民家の間取りの特徴や多様性、時代的変遷について検討を加えた。

1.2　旧豊松村の地理的・歴史的環境

旧豊松村は、広島県東部の岡山県との県境中央部に位置し、上豊松・下豊松・中平・有木・笹尾の５つの大字からなる。2003 年に現地を調査した時には神石郡豊松村であったが、翌 2004 年 11 月に同村は近隣の油木町・神石町・三和町と合併し神石郡神石高原町となった。村は、中国山地の中に位置し、北・西・南の三方は旧油木町に囲まれ、東は岡山県川上郡に接する。村の西を流れる天田川は北に流れ、北端の村境沿いに東西に流れ

*1 京都女子大学家政学部　教授　　*2 千葉大学大学院博士課程

る成羽川に合流する。つまり、旧油木町との境を川が遮り、岡山県側に開けた地形になっている。こうした地理的条件のため、旧豊松村は備中地方の文化圏との繋がりが強かった。

歴史的に見ても、下豊松を除く旧豊松村は江戸時代終わりのおよそ150年もの間、岡山県側の備中とともに幕府領であり、途中で笠岡代官所（現岡山県笠岡市）から上下陣屋（現広島県府中市上下町）の管轄下に移ってはいるものの、備中とは深い繋がりがあった。また、明治6（1871）年の廃藩置県により、旧豊松村は深津県（翌年に小田県、明治8年に岡山県と改称）となり、明治9年に広島県に編入されるまで岡山県に属していた[注1]。

1.3 家屋台帳の概要

今回の研究で取り上げる家屋台帳は、旧豊松村の収蔵庫兼歴史民俗資料館に所蔵されていた『明治初期における民家の建物　有木村（現　豊松村字日野郷）』と『家屋臺帳　神石郡　笹尾村』と題された二つの資料である。このうち有木村の家屋台帳は、何らかの理由で一部が抜け落ち（127軒中42軒が欠落）、二部に分けて保管されているが、同一の資料と考えてよい。また、どちらの家屋台帳にも制作年を記す年記はないが、所有者に関する記載内容や明治16年にこの地区の土地台帳が制作されていることなどから判断して、二つの家屋台帳は共に明治10年代の後半に作成されたと考えられる[注2]。

次に、家屋台帳の記載内容について述べておく。家屋台帳には、まず住所・番邸・氏名が記載されている。番邸は家屋台帳に書かれている順に通し番号の役割で付けられているものであるが、番外のものや欠番がある。本研究では番邸とは別に調査番号[注3]を付けて、これを利用した。

続いて、建物ごとの記載が「本屋」と記される主屋から付属屋の順に記される。建物の名称・建坪・屋根の葺き方が箇条書きで記され、その後に部屋の名前とその面積が坪数で記載される。そして、各建物の記述の後に、配置図兼間取り図が添付される。配置図には、敷地境界線・道路・方角が記され、敷地境界線上には間数も記されている。また、配置図中の間取り図にも、部屋ごとに桁行・梁行ともに間数が記入されている[注4]。この資料を用いれば、当時の農家の屋敷地形状・主屋・付属屋の配置など様々な状況を知ることが可能である。ただし、本研究では農家主屋の間取りの特徴や多様性を明らかにすることを主たる目的としたので、「本屋」と記される主屋の間取りに限って研究を行うこととした。

室名について　家屋台帳に記載されている室名には、図1に示すように「座敷」「臥起所」「庖厨」「土間」「縁」「納戸」「押入」などがある。また、他に「外掛出～」という室名も多く見られる。これは建物本体に付属して付け足されたものや、拡張して造られた部分を指している。

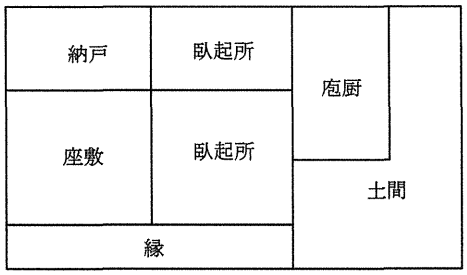

と

図1　家屋台帳記載の室名

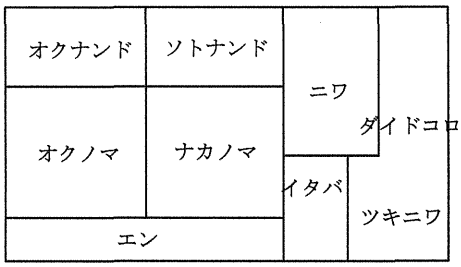

図2　聞き取り調査による室名

ころで、これらの室名は家屋台帳の作成者が各室の機能を判断して記したもので、居住者が使っていた名称とは一致しない。今回行った聞き取り調査で、各室の呼び名を確認したところ、各室の位置によって『オクノマ』『ナカノマ』『オクナンド』『ソトナンド』『ニワ』『ダイドコロ』『ツキニワ』『イタバ』『エン』などと呼んでいたことがわかった（図2）。なお、昔は違う呼び名もあったようで、『オクノマ』を『オウデ』、『ナカノマ』を『デイ』、『ダイドコロ』を『ミズバ』・『ハシリ』、『ツキニワ』を『ドマ』と言っていたという。本研究では、現在も比較的広く使われている『オクノマ』『ナカノマ』『オクナンド』『ソトナンド』『ニワ』の名称を用いて各室を表記していくことにする。

1.4 調査の概要

家屋台帳が残るのは、有木85軒・笹尾133軒の合計218軒である。本研究では、そのうち195軒を研究対象とし、23軒を対象から外すこととした。研究対象外としたのは、寺社8件・納屋7軒・長屋2軒・集会所1軒・作業場1軒・庖厨のみの建物1軒・間取り図欠落民家3軒（有木）である。一方、現状の民家調査対象民家は、家屋台帳の間取り図と現状との比較研究を行うことから、家屋台帳作成当時から建て替えをすることなく現存し、現在も住み続けられている可能性のある民家とした。有木での民家実測調査は11軒、笹尾は16軒、この他に両地区合わせて28軒で聞き取り調査を行った。

2. 家屋台帳にみる旧豊松村の民家平面の特徴

2.1 「ナカノマ型」と「続き間型」

家屋台帳の間取り図を分類・分析していくと、旧豊松村において当時の民家が目指していた平面形式に二つの

異なるタイプがあることがわかった。一つは、2.5×2.5間のナカノマを中心に間取りを構成するタイプで、オクノマがナカノマに比べて狭く、ナカノマが主室であり、ナカノマにもオクノマにも床の間はない。いま一つは、床の間のある主室と次の間を備えたタイプで、オクノマとナカノマを各8畳の続き間とし、オクノマに床の間を設ける。

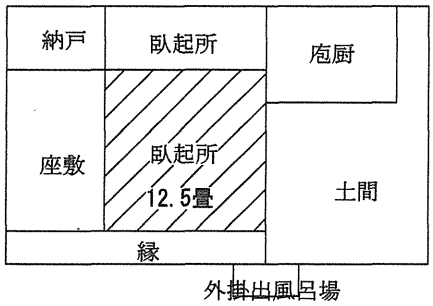

図3　「ナカノマ型」笹尾036　宮岡家

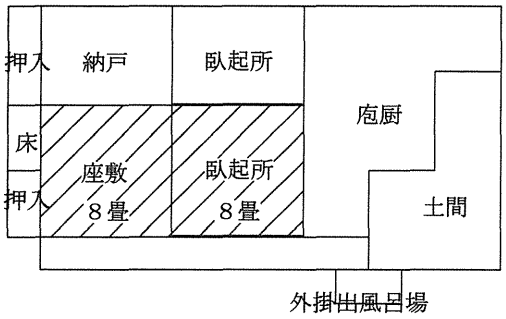

図4　「続き間型」笹尾032　山村家

図3・図4は当時の民家が目指した、それぞれのタイプの理想型とも呼べる代表的な例である。建物の規模としてはほぼ同じでありながら、両者の間にはオクノマとナカノマの広さ関係に明確な差がある。これまでの一般的な民家の間取りの分類に従えば、両者共に「田の字型」に分類される間取りであろうが、オクノマとナカノマを同じ広さの続き間にするタイプと、ナカノマを主室とするタイプの間には、その空間の使い方などの面で明らかな違いがあったと考えられる。そこで、家屋台帳の間取り図をオクノマとナカノマの広さを基準に先ず分類・分析することとし、合わせて図3のようなナカノマを中心とする間取りを「ナカノマ型」、図4のように続き間を持つ間取りを「続き間型」と呼ぶことにした。

図5・6・10は、分析対象の民家のナカノマとオクノマの広さを一覧にしたものである。この図では、ナカノマを右にオクノマが左に位置するように表現した。そして、ナカノマの中の数字はそれぞれが何軒あるかを示している。

さて、これらの図が示す二つの部屋の広さの関係で特徴的なのは、2.5×2.5間のナカノマの横に桁行1.5間のオクノマを設けた「ナカノマ型」が53軒、8畳2間の続き間からなる「続き間型」が20軒と、両者の軒数が特に多いことである。そして、それ以外のものについて言えば、この二つのいずれかを目指していたと考えられるものが大半を占める。つまり、明治時代前半の豊松村に建っていた大半の民家は、異なった理想像に収斂する「続き間型」「ナカノマ型」二つのグループに大きく分けられる。

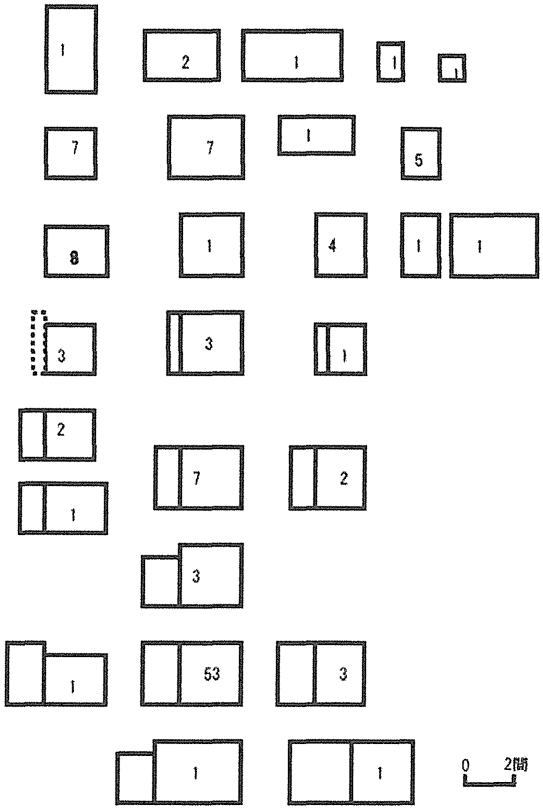

図5　「ナカノマ型」のナカノマとオクノマ

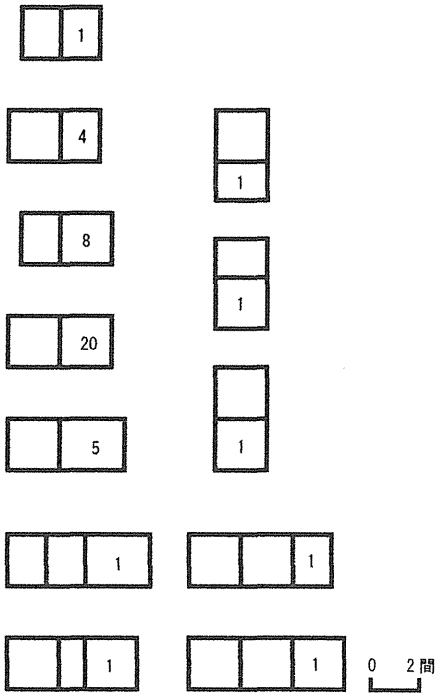

図6　「続き間型」のナカノマとオクノマ

ただし、主流の２タイプにあてはまり難い民家も存在する（図 10）。一つは、当初「ナカノマ型」で建てられた後改造されているタイプ、もう一つは、ナカノマとオクノマの大きさの比較からは続き間ともナカノマ中心型とも判断しがたいタイプおよびいずれにも分類できないタイプである。本論文では、前者を「ナカノマ改造型」、後者を「分類困難型」と呼ぶことにし、研究対象の民家を大きく四つのタイプに分類した。

以下、旧豊松村民家における各類型の概要について、それぞれ詳しく述べていこう。

2.2 「ナカノマ型」の民家

「ナカノマ型」は、ナカノマを中心に構成された民家である。今回研究対象とした 195 軒のうち「ナカノマ型」民家は 122 軒と旧豊松村で最も多く、建築時に「ナカノマ型」で、家屋台帳作成時までに改造された「ナカノマ改造型」（後述）がこれ以外に 16 軒存在する。「ナカノマ型」民家における最も大きな特徴は、ナカノマの規模が 2.5×2.5 間の 12.5 畳のものが多いこと（122 軒中 67 軒）であり、これをナカノマの基準型と考えることができる。「ナカノマ型」のナカノマは、現在は畳敷きで棹縁天井や合板の天井を張った部屋であるが、聞き取り調査によると、かつては部屋の中央に半間四方の囲炉裏があり（今回行った民家調査でも、床下に炉の跡が残っていることが何軒かの家で確認できた）、天井も煙が抜ける簀子天井であった。そして、この部屋の真ん中に設けられた半間角の囲炉裏の回り四方に 1 間幅の空間を確保すると 2.5×2.5 間の大きさになる。12.5 畳がナカノマの基準とされているのはこうした理由からであろう。なお、このナカノマは家族の団らんのほか、接客、タバコやコンニャクを作る作業場としても利用されていたという。ナカノマは生活のあらゆる場面において、その中心的な役割を担う場であったのだ。なお、オクノマのないものやナカノマの規模が 2.5×2.5 間に満たないものであっても、ナカノマが生活の中心的な場であると考えられるものは全て「ナカノマ型」に含めた。

以下、「ナカノマ型」の各タイプを整理・紹介する。

a. オクノマなしのタイプ

「ナカノマ型」民家 122 軒のうち、ナカノマの奥にオクノマも押入もない小規模なものが 41 軒存在する。このうち 40 軒の民家には土間もしくは土間とニワ（土間に面した板敷のこと）があり、1 軒（有木 43）のみ土間がなくニワだけが存在している。また、全てではないが規模に応じてナンドやエンのある民家も存在する。

ナカノマの広さに注目すると、41 軒のうちナカノマが標準型の 2.5×2.5 間の 12.5 畳のものは 1 軒のみである。また、12.5 畳未満の民家は 31 軒、12.5 畳より大きなものは 9 軒となっている。12.5 畳未満の民家は、ナカノマ梁行 2×桁行 2.5 間（以下梁行×桁行で表す）が 8 軒[注5]、2×2 間が 7 軒、2.5×2 間が 4 軒、2×1.5 間が 5 軒、2×3 間（一部を欠く）が 2 軒、以下 2.5×1.5、1.5×3、3.5（一部を欠く）×2[注6]、1.5×1、1×1 が各 1 軒存在する（ただし、最後の 2 軒だけはナカノマが極端に狭く、「ナカノマ型」に含めることは問題であるが、少数であることから分類上ここに含めている）。12.5 畳より大きな民家は、2.5×3 間が 7 軒、2.5×3.5（一部を欠く）と 2×4 が各 1 軒存在する。以上より、オクノマのないナカノマ 1 室のみによって構成されている民家のナカノマは、特に 12.5 畳にとらわれていないことがわかる。そして、家の中心となるナカノマの広さは民家全体の規模に応じて決められていると考えられる。この分類に含まれる民家は、旧豊松村では最も小規模な住まいになる。そうした民家では、囲炉裏を備えたナカノマと土間が間取りの基本的な構成要素であり、主室であるナカノマの大きさは建物の規模や形態に応じて異なっていたことになる。

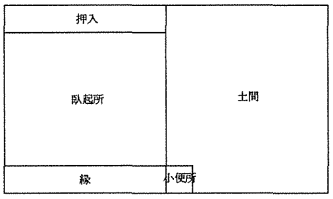

図７　オクノマのない「ナカノマ型」　笹尾 107　西竹家

b. ナカノマ＋オクノマのタイプ

・オクノマの桁行が半間のタイプ

オクノマの桁行が半間の民家は 7 軒存在する。平面形式の分類のために半間の奥行きしかない場合でも「オクノマ」として扱ったが、実際にナカノマに隣接する桁行半間の空間は 7 軒中 5 軒で「押入」であり、残り 2 軒も梁行を 2 分割し「外掛出押入」・「外掛出床」としているので、7 軒全てにおいて桁行半間のオクノマ空間は居室として使用されているわけではない。その意味で、このタイプは前のオクノマなしの分類に含まれる性格の間取りである。ただし、住宅規模の拡大に伴うオクノマ部分の役割の変化を考察するために、この分類を設けた。なお、このタイプのナカノマの広さに注目すると、2.5×2.5 間（12.5 畳）が 3 軒、2×2 間（8 畳）が 3 軒、2×1.5 間（6 畳）が 1 軒と、いずれも 12.5 畳以下となっている。

・オクノマの桁行が 1 間のタイプ

オクノマの桁行が 1 間の民家は 12 軒である。上記のオクノマの桁行半間の空間は居室でないのに対し、桁行が 1 間になるとオクノマには『臥起所』とか『座敷』と記載されることから、居室としての役割を持っていたと考えられる。このタイプの民家では、2.5×2.5 間のナカノマを持つものが 7 軒あり、半数を超える。そして、桁行だけが半間短い 2.5×2 間のものが 2 軒、梁行が半間短い 2×2.5 間のものが 2 軒、梁行・梁行とも 2 間のものが 1 軒存在する。これまで述べたオクノマなし、オクノマ半

間に比べると、ナカノマの規模がある程度整っていることがわかる。

・オクノマの桁行が 1.5 間のタイプ

「ナカノマ型」の民家において、このオクノマの桁行 1.5 間のものが最も多く、「ナカノマ型」の半数以上の 61 軒がこのタイプである。さらに、後述の「ナカノマ型」からの改造が見られる「ナカノマ改造型」16 軒のうち 13 軒も建築時にはこのタイプであったことがわかるので、これが明治期までの旧豊松村では最も多い間取りのタイプであった。そして、61 軒のうち、ナカノマが標準の 12.5 畳で、オクノマが 7.5 畳（2.5×1.5）のものが 53 軒と 9 割近くを占め、またナカノマ 12.5 畳に梁行が半間短い 2×1.5 間（6 畳）のオクノマがつくものが 3 軒存在する。ナカノマが 12.5 畳未満の民家は、ナカノマの桁行が半間短い 2.5×2 間のものが 3 軒、梁行が半間短い 2×2.5 間のものが 1 軒の計 4 軒、ナカノマが 12.5 畳より大きなものはナカノマ 2.5×3.5 間の 1 軒で、このタイプではナカノマが 2.5×2.5 間の標準型（図 3）のものが圧倒的に多い。

・特殊な「ナカノマ型」

このほかに、ナカノマ＋オクノマのタイプでナカノマ 2.5×2.5 間・オクノマ 2.5×2.5 間のものが 1 軒存在する（有木 38）。オクノマに床の間がないことや裏にナンドがなく、横に部屋が連続していくだけの間取りであるので、「続き間型」とは言えない例である。そこで、この例は特殊なナカノマ型として位置付け、「ナカノマ型」に含めた。

c.「ナカノマ型」民家の特徴

以上、「ナカノマ型」に分類した民家のナカノマとオクノマを中心に分類したデータから「ナカノマ型」民家の特徴について考えたい。

表 1　「ナカノマ型」のタイプ別軒数

	オクノマなし	オクノマ 0.5間	オクノマ 1間	オクノマ 1.5間	その他
ナカノマ12.5畳未満	31	4	5	4	
ナカノマ2.5×2.5間	1	3	7	56	1
ナカノマ12.5畳より大	9			1	
計	41	7	12	61	1

「ナカノマ型」民家をオクノマの規模に応じて分けた時の特徴は、「ナカノマ型」がオクノマを持たないものとオクノマの幅が 1 間半のものに二極化していることである。つまり、オクノマ部分の幅が半間でオクノマが部屋でなかったものを含めると、居室としてのオクノマがないものは 48 軒、一方オクノマの幅が 1.5 間のものは 61 軒で、その間の幅 1 間のものは 12 軒しかない。そして、オクノマなしとオクノマ幅 0.5 間ではナカノマが 12.5 畳のものがわずか 4 軒と 1 割にも満たないのに対し、オクノマ幅 1.5 間では 56 軒と 9 割以上が標準型のナカノマである。これらのことから、「ナカノマ型」の民家においては、2.5×2.5 間のナカノマと 2.5×1.5 間のオクノマの組み合わせという標準モデルがあり、ほぼ半数の民家がこの標準モデル通りに建てられる一方、残る半数近くの小規模民家ではオクノマのみならずナカノマについても、このモデルと大きく隔たった形で建てられていたということになる。ここに極端な二極化が見られる。

次に、表側のナカノマ・オクノマが標準モデル通りに建てられた 53 軒を対象に、裏側の部屋ソトナンド・オクナンドの規模（梁行）や建物全体の規模をみてみると、まずソトナンド・オクナンドの規模については、梁行半間のものが 23 軒、1 間のものが 25 軒、1 間半のものが 2 軒（うち 1 軒は掛出）、ソトナンドの梁行が 1 間でオクナンドが半間のもの 3 軒である。ナンドの梁間が半間と 1 間にほぼ限られているのは、江戸時代の三間梁規制の結果で、三間梁の前後に下屋を設けた梁間 4 間の中で、梁間 2.5 間のナカノマと前面の縁 0.5 間を設けると、ナンドに利用できる梁間は 1 間以下しか残らない。ただ、残された 1 間の梁間のうちの半間分だけを押入として利用した家と、狭いが居室としても利用可能な 1 間分を利用した家とが半々の割合であることは一応注目しておく必要がある。

一方、標準モデル型のナカノマ・オクノマを持つ主屋の面積を表にしてみると（表 2）、19.25 坪から 36.75 坪まで主屋面積は広い範囲に分布している。こうした面積の大きな違いは主としてニワ（床上）と土間の規模の差に基づくものだが、主屋全体の規模やナンド奥行きの違い（＝裏の空間の使い方の違い）の一方で、2.5×2.5 間のナカノマと 2.5×1.5 間のオクノマの組み合わせに固執している事実は、この標準モデルが「ナカノマ型」のあるべき姿としていかに強く意識されていたかを示しているといってよいだろう。

表 2　標準「ナカノマ型」の主屋面積

面積	20.0坪未満	20.0～22.5坪	22.5～25.0坪	25.0～27.5坪	27.5～30.0坪	30.0～32.5坪	32.5～35.0坪	35.0坪以上
軒数	1	1	18	10	10	8	3	2

ところで、先述の通り 2.5×2.5 間のナカノマは、中央に半間角の囲炉裏を置き、その周囲に 1 間幅の空間を取ることで成立しており、生活の様々な場面で利用される空間であった。これに対して 2.5×1.5 間のオクノマは主に寝室として利用された空間であると想像される。というのは、「ナカノマ型」では三間梁規制の結果、裏のナンドの奥行きが半間もしくは 1 間のものがほとんどで、前者の場合ナンドを居室として利用することは不可能、後者の場合も狭く細長いナンドしか確保できない。したがって、ある程度の余地を持った寝室などの居室をここに設けようとすると、ナカノマの隣のオクノマにそれを求めざるを得ないからである。囲炉裏を囲う公的な空間ナカノマと、寝室に使われる私的な空間オクノマの構成が、ナカノマ・オクノマの標準モデルの意味するところではないかと私たちは考える。

2.3 「続き間型」の民家

「続き間型」は、オクノマとナカノマが同じ広さ、もしくはいずれかが桁行半間だけ小さいもので、「ナカノマ型」のようなナカノマの優位性が認められず、むしろオクノマが主室でナカノマは次の間として利用されたと考えられるものをいう。家屋台帳の間取り図では38軒こうした例が見られ、三室続きの続き間や妻方向に続き間を設ける妻座敷をこれに加えると、45軒が「続き間型」になる（図6）。

a. オクノマとナカノマで構成される「続き間型」

オクノマとナカノマで構成される「続き間型」で最も多いのは、2×2間の8畳2間続きの「続き間型」である。このタイプは38軒中20軒存在し、半数を超える。8畳2間より規模の小さなタイプは、ナカノマ2×2間・オクノマ2×1.5間（6畳）が8軒、その反対にナカノマ2×1.5間・オクノマ2×2間が4軒、ナカノマ・オクノマともに2×1.5間のものが1軒ある。また、8畳2間よりも規模の大きなタイプは、ナカノマ2×2.5間（10畳）・オクノマ2×2間のタイプのみで5軒であった。「ナカノマ型」のように一つのタイプに集中する傾向は見られないので、一応8畳2間続きが「続き間型」の理想（図4）ではあるが、ある程度の広さをオクノマとナカノマの2室で確保できれば、それぞれの部屋の広さが若干異なっていてもさほど問題にならなかったと考えることができよう。

b. その他の「続き間型」

オクノマとナカノマの続き間以外に「続き間型」に分類した方がよいと思われるものとして、表の縁に沿って3室以上の部屋が続き間として並ぶタイプと、オクナンドが座敷になってオクナンドとオクノマで続き間を構成する、いわゆる妻座敷のタイプがある。

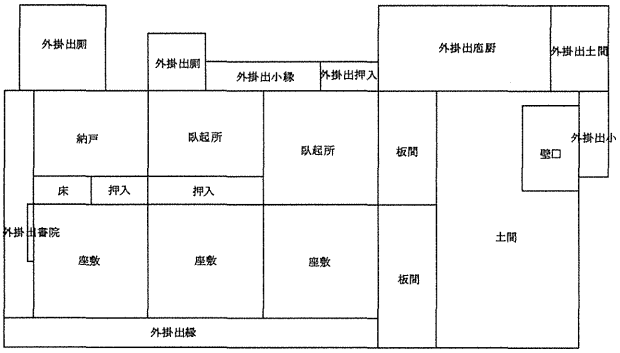

図8　三室「続き間型」　笹尾011　三原家

前者は、先に述べた「続き間型」にさらに部屋を連続させたタイプで4軒ある（有木82・笹尾006・011・020）。このうち、笹尾の3軒は建物全体の規模が大きく庄屋クラスの民家と考えられ、2軒は8畳2間の続き間にさらに8畳を連続させたもの、いま1軒は8畳2間の続き間の間に4畳の仏間を設けたものである。また、有木の1軒は6畳2間の続き間に10畳の部屋を並べた例である。一方、後者の妻座敷は3軒あり（有木14・27・笹尾083）、このうち有木14は8畳2間の続き間に玄関などが設けられた庄屋クラスの大規模民家、ほかの2軒は8畳と6畳の続き間になっている。

c. 「続き間型」民家の特徴

「続き間型」では、主室となるオクノマ（妻座敷ではオクナンド）に床の間を設けるものが45軒中29軒で、接客儀式の時には床の間を頂点とし主室・次の間にまたがる空間が作られる。主室が8畳の場合34軒中25軒に床の間があるのに対して、6畳の場合は11軒中4軒に床の間があるだけで、明らかな差があり、8畳間が続き間座敷の主室の基本であったことが窺える。

次に、ソトナンド・オクナンドについてみると、オクノマとナカノマで続き間を構成する38軒のうち、半分の19軒がソトナンド・オクナンドの奥行きを1.5間にしているほか、2間のものも3軒ある。表側のオクノマ・ナカノマが8畳になると、三間梁規制があっても裏のナンドを梁間1間半に拡張することができる。ナンドを居室として有効に利用するために、その奥行きを1.5間以上にしたものが多いことが分かる。

これを、続き間の規模と対応させると、8畳2間あるいは8畳のオクノマと10畳のナカノマの場合、25軒中19軒が梁行1.5間以上のナンドを設けているのに対して、それ以下の「続き間型」では13軒中3軒のみが梁行1間半のナンドを設け、他の10例では梁行1間のナンドしか設けられていない。8畳2間の続き間が設けられない民家は、家全体としても小規模なものになり、居室として利用するに十分な広さのナンドを確保することができていなかったことになる。逆に言えば、「続き間型」を指向する家では、ナンドの広さより、小さいながらも続き間を作ろうという意識の方が強く働いていたと考えることもできる。なお、主屋の面積で見ても、8畳2間以上の家と以下の家とでは大きな差があることが分かる。

表3　「続き間型」（その他を除く）の主屋面積

面積	20.0坪未満	20.0～22.5坪	22.5～25.0坪	25.0～27.5坪	27.5～30.0坪	30.0～32.5坪	32.5～35.0坪	35.0坪以上
8畳二間以上	1			3	3	9	5	4
8畳二間未満	2	3	2	3	2	1		

2.4 「ナカノマ改造型」の民家

家屋台帳の間取り図を詳しく見ていくと、当初「ナカノマ型」で建てられたが、その後「続き間型」に近づけるため、間取りを改造したと考えられるものがある。後述の通り、同様の間取りの改造は、民家調査時の痕跡調査でも確認できる。本稿では、こうした民家を「ナカノマ改造型」と呼ぶ。

間取り図から改造を行っていると判断する時の基準は、①エン・ナカノマ・ソトナンドとニワとの境界線が不自然に凹凸しているもの、②「ナカノマ型」のナカノ

マとオクノマの境の間仕切り位置を変更したことが図面上明白なものとした。以下、具体的な例を通して紹介する。

a. ナカノマ 2.5×2.5 間・オクノマ 2.5×1.5 間からの改造

「ナカノマ型」の標準モデルであるナカノマ 2.5×2.5 間・オクノマ 2.5×1.5 間を改造した民家は 13 軒あり、2 通りの改造方法が確認できる。一つ目は、図 9 に見るようにナカノマとニワの境の間仕切りを半間だけナカノマ側に移動し、オクノマとナカノマの広さを近づけ、「続き間型」にしようとしたもので、12 軒が該当する。もう一つは、オクノマとナカノマの境の間仕切りを半間ナカノマ側に移動し、さらに梁間も半間狭めて 6 畳のオクノマと 8 畳のナカノマにしたもので、1 軒がこれに当たる。共に、ナカノマを狭め、ニワを広げているのが特徴である。理屈の上では、オクノマとナカノマの境の仕切りをナカノマ側に半間移動し「続き間型」にする方法が考えられ、後述の民家調査ではそうした改造例があったが、間取り図ではそうした例は確認できない。

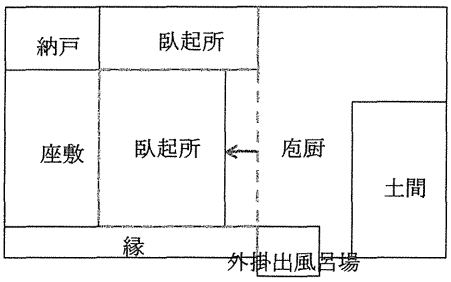

図 9　「ナカノマ改造型」笹尾 044　藤井家

b. その他の改造型

この他の改造型としては、標準の「ナカノマ型」より大きいナカノマ 2.5×3 間・オクノマ 2.5×2 間のナカノマを 1 間縮小して 10 畳の続き間に改造したものが 1 例、2.5×3 間のナカノマを二室に分けて、7.5 畳二室の続き間に改造したものが 1 例、ナカノマ 2.5×2.5 間・オクノマ 2.5×1 間のナカノマを 1 間縮小して、7.5 畳と 5 畳の続き間にしたものが 1 例の 3 例があるが、標準の「ナカノマ型」を改造したものの軒数に比べると、その数は少ない。

c.「ナカノマ改造型」の特徴

「ナカノマ改造型」は、間仕切りの変更という部分的な改造によって、「ナカノマ型」であった間取りを「続き間型」へ近づけようとしているものであるが、その大半はナカノマとニワの境の間仕切りをナカノマ側に移動し、ナカノマを狭めニワを広げて対応している。これは、ナカノマが次の間になった際にその中心にあった囲炉裏がつぶされ、それに替わる囲炉裏の空間を、ニワ（板敷）に設けることになるので、ナカノマを狭めニワを広げるような改造になっているのである。

2.5　「分類困難型」の民家

家屋台帳記載民家のなかで、「ナカノマ型」「続き間型」「ナカノマ改造型」のいずれにも分類が困難である民家が 12 軒存在する。分類が困難である理由は二通りある。一つは、ナカノマとオクノマで構成されているものの、「ナカノマ型」と「続き間型」の中間的な間取りでいずれとも判断しがたいもので、これが 10 軒、もう一つはナカノマ・オクノマの構成とはまったく異なる部屋の繋がりを示すもので 2 軒ある。前者は、一般農家としては大きな面積のものが多く、後者はいずれも小規模農家である。

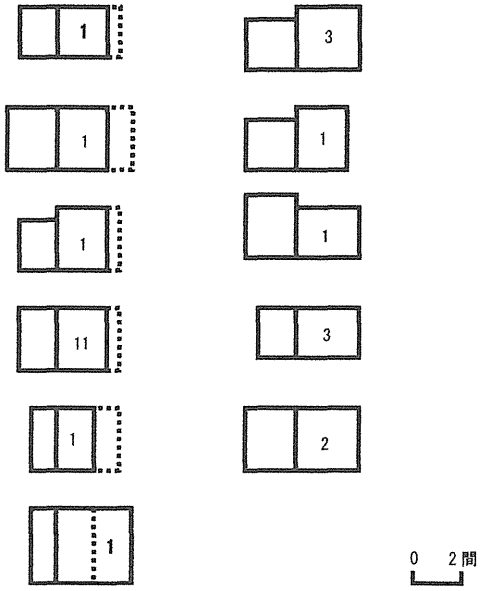

図 10　「ナカノマ改造型」（左）と「分類困難型」のナカノマ・オクノマ

3.「ナカノマ型」から「続き間型」への変遷

3.1　民家調査に見る旧豊松村民家の変遷

家屋台帳において「ナカノマ型」から「続き間型」の間取りへ近づけるための改造が読み取れたが、この「ナカノマ型」から「続き間型」への改造や変更は、民家調査においても確認できる。

表 4 は、2004 年と 2005 年に実施した民家調査から得られた間取りのデータをまとめたものである。実測調査を行った 27 軒のうち家屋調査時の主屋が残っていたことが確認できたのは 16 軒、建て替えられていたものが 9 軒、いずれか判断できなかったものが 2 軒である。そして、家屋台帳調査時には 27 軒中 5 軒しかなかった「続き間型」が現在は 15 軒、改造により 10 畳二間の続き間にしたものが 7 軒あり、改造や建て替えによって多くの民家の間取りが「続き間型」に変更されたことがわかる。その一方で、「ナカノマ型」は 14 軒から 2 軒に減少しているので、この百年間に旧豊松村の民家間取り形式の主流が「ナカノマ型」から「続き間型」に大きく変わったことがわかる。

表4　実測調査対象民家の間取り類型の変化

	番号	番邸	現在の状況	前タイプ	現タイプ
有木	32	31	間取り図が欠落	不明	ナカノマ改造型
	33	88	現存	続き間型	続き間型
	51	100	現存	分類困難型	分類困難型
	56	102	現存	ナカノマ型	続き間型
	57	103	建て替え	分類困難型	続き間型
	58	104	現存	続き間型	続き間型
	70	115	現存	ナカノマ型	ナカノマ改造型
	76	121	不明・現存の可能性あり	続き間型	続き間型
	82	124	建て替え	分類困難型	続き間型
	84	126	現存	ナカノマ改造型	ナカノマ改造型
	85	128	現存	ナカノマ改造型	ナカノマ改造型
笹尾	4	4	焼失・再建	ナカノマ改造型	ナカノマ改造型
	8	9	現存	ナカノマ型	ナカノマ型
	13	14	現存	ナカノマ改造型	ナカノマ改造型
	22	24	現存	続き間型	続き間型
	25	26	建て替え	ナカノマ型	続き間型
	33	33	現存	ナカノマ型	続き間型
	37	36	現存	ナカノマ型	ナカノマ改造型
	46	43	建て替え	ナカノマ型	続き間型
	52	48	現存	続き間型	続き間型
	71	62	建て替え	ナカノマ型	ナカノマ改造型
	91	80	現存	ナカノマ型	ナカノマ型
	95	85	現存	ナカノマ型	ナカノマ改造型
	120	105	建て替え	ナカノマ型	続き間型
	124	108	建て替え	ナカノマ型	続き間型
	126	109	建て替え	ナカノマ型	続き間型
	129	112	現存	ナカノマ型	続き間型

以下、建て替え・改造が確認できた25軒についてその内容を詳しく述べよう。

a. 家屋台帳作成時以降に建て替えられた民家

建て替えられた民家9軒のうち建て替え以前の間取りは、「ナカノマ型」6軒・「ナカノマ改造型」1軒・「分類困難型」2軒である。そして、建て替え後「ナカノマ型」で建築されたものが2軒、「続き間型」で再建されたものが7軒であった。

「ナカノマ型」で建て替えられたものは共に、ナカノマ2.5×2.5間・オクノマ2.5×1.5間の標準モデルタイプで、その後改造を行い「ナカノマ改造型」となっている。改造はナカノマとニワの境をナカノマ側に半間移動したもの（笹尾 004）とナカノマとオクノマの境を半間移動し10畳二間にしたもの（笹尾 071）がある。なお、「ナカノマ型」で建て替えられた2軒の民家は笹尾の西部に位置している。

一方、「続き間型」で建て替えられた民家7軒のうち6軒は8畳2間の基準タイプの「続き間型」で、残りの1軒（笹尾 025）は10畳2間の「続き間型」で建てられている。

b. 改造により間取りを変更した民家

「ナカノマ型」の基準型である2.5×2.5間のナカノマと2.5×1.5間のオクノマの構成から10畳2間の続き間に改造した民家が3軒ある。このうち2軒（笹尾 037・095）はオクノマとナカノマの境界線を半間ナカノマ側に移動させるという手法で改造したもの、1軒（有木 70）はニワとナカノマの境界線をナカノマ側に半間移動させ、さらにオクノマの桁行を家の外側に半間拡張し10畳2間にしている。

また、「ナカノマ改造型」から「続き間型」に改造した民家が有木に2軒（84・85）存在する。このタイプはニワとナカノマの境界を半間移動した「ナカノマ改造型」において、オクノマの桁行を半間広げて10畳2間に再度改造したもので、先の有木70の例と共通する改造手法である。

このほか、聞き取りや現状の間取りと無関係に建つ古い柱の存在などから「ナカノマ型」から「続き間型」に改造したことが確認できた家も3軒あった。3軒のうち2軒は8畳2間の「続き間型」に1軒は8畳と6畳の続き間に改造したものであった。

c. 家屋台帳作成時からナカノマ・オクノマの形が変わっていないもの

調査の結果、家屋台帳作成時から建て替えおよびナカノマ・オクノマの構成に関わるような大きな改造を行っていない民家は8軒あった（なお、土間の改造・ナンドの拡張は全ての民家で見られる。また、図11の例では押入・床の間が増設されている）。

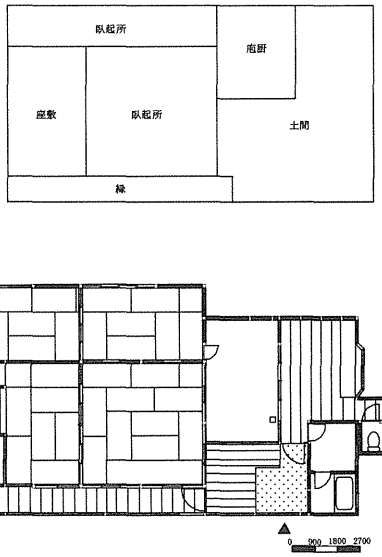

図11　「ナカノマ型」の現存民家　笹尾008　N家
上：間取り図・下：現状平面図

そのうち「続き間型」のままで残っているものは4軒で、8畳2間が3軒、8畳と6畳の続き間が1軒である。「ナカノマ型」のままのものは2軒でいずれも基準型のナカノマ・オクノマの構成、「ナカノマ改造型」の1軒は基準型の「ナカノマ型」のナカノマとニワ境を半間移動させた例、「分類不能型」1軒は10畳2間の間取りである。

3.2　「ナカノマ型」から「続き間型」へ

以上の民家調査の結果から、旧豊松村の民家の間取りの中心が「ナカノマ型」から「続き間型」へと変化していたこと、「ナカノマ改造型」が先に予想したとおり「ナカノマ型」から「続き間型」に変更するための改造であ

ったことが明白になったといえるだろう。ところで、この「ナカノマ型」から「続き間型」への変化は単に表側二室（ナカノマ・オクノマ）の構成の変化に止まらず、建物全体の構成にも大きな変化を引き起こすことになった。すなわち、先述の通りナンドは梁間三間規制により、「ナカノマ型」では奥行き1間以下であったのに、「続き間型」では居室として利用しやすい奥行き1間半が主流になっている。また、土間に面した板敷部分のニワも「ナカノマ型」と「続き間型」では大きく異なった。

表5　間取りの類型とニワの広さ

	ニワに2間四方の空間確保可能	ニワに2間四方の空間確保不能	ニワなし	合計
ナカノマ2.5×2.5間・オクノマ奥行1.5間	13	40	3	56
その他のナカノマ型	6	24	35	65
8畳二間以上の続き間型	17	2	1	20
その他の続き間型	13	10	0	25
ナカノマ改造型	8	8	0	16
ナカノマ2.5×2.5間以上の分類不能型	2	3	0	5
その他の分類不能型	4	4	0	8

表5は、不整形なものが多いニワの広さを「ナカノマ型」と「続き間型」の間で比較する方法として、ニワに2間四方の空間を確保できるかどうかで区別し示したものである。2間四方を基準にニワの大きさを区分したのは、半間角の囲炉裏の周囲のうち、二方向に1間の余地、他の二方向に半間の余地を見込むと2間四方になり、これがニワにおいて囲炉裏の周囲にある程度の空間を確保できる基準になると考えたからである（ただし、囲炉裏の有無は家屋台帳からはわからない）。そのようにして、ニワの広さを類型別に比較してみると、ナカノマ型では122軒中19軒でしか2間四方の空間が確保できていないのに対し、続き間型では45軒中30軒でそれが確保されている。

今回の調査地区からは外れるが、旧豊松村の下豊松地区に旧村内で最も古い民家の一つの考えられる内樋家が残っている。内樋家には同家建築時の天保15年(1844)の家相図と改築時の明治30年（1897）の家相図があって（図12）、改築による間取りの変化などを確認することができる。最初の家相図によると、内樋家は12.5畳のナカノマと10畳のオクノマが並ぶ平面（これまでの家屋台帳の分類だと分類不能型）で、ナカノマの中央に囲炉裏、オクノマの奥に床の間がある。そして、ニワと土間の空間には竈はあるものの、囲炉裏はなかった。

明治30年の改築では、ナンドの奥行きが1.5間に広げられたほか、ニワも土間側に拡張された（2間四方の空間が確保できることになった）。そして、ナカノマにあった囲炉裏はつぶされ、新たにニワに囲炉裏が設置された。すなわち、ナカノマが「続き間型」の次の間という位置付けを強めることにより、部屋の中央にあった囲炉裏が邪魔になり、これがニワに移動、合わせて囲炉裏の周囲の空間を確保するためにニワが拡張されているのである。

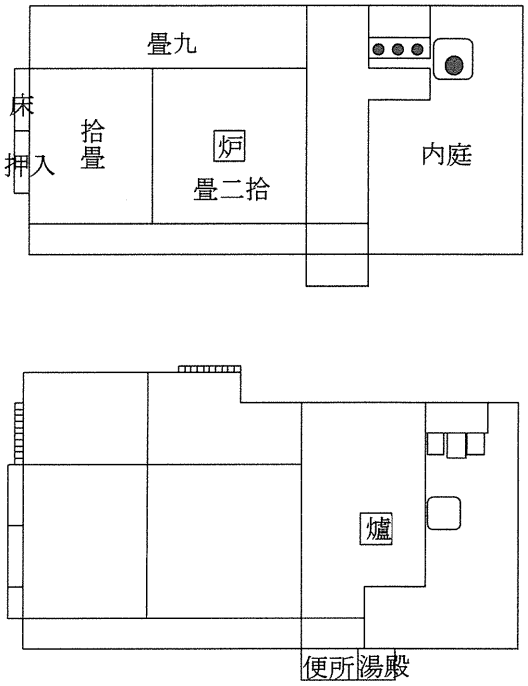

図12　内樋家の家相図（上：天保15年、下：明治30年）

「ナカノマ型」では、部屋の中央に囲炉裏を備えたナカノマが、家族の団らん・日常の接客から儀式などの非日常の接客まであらゆる場面において、家の中心の空間としての役割を果たしていたが、「続き間型」ではナカノマは主室の次の間に過ぎず、儀式の時などに続き間として利用する際には囲炉裏は邪魔であった。そこで、家族の団らんや日常の接客で用いられる囲炉裏はナカノマからニワに移り、それに伴いニワの面積が広げられたのである。「続き間型」でニワが広いのはそうした理由からだ。こうして「ナカノマ型」から「続き間型」への変化は、ナカノマとオクノマだけでなく家の平面構成全体に大きな影響を与えたことになる。

3.3　間取りの変化の地域差

表6で示すように、明治前半の笹尾では「ナカノマ型」が133軒中89軒と圧倒的に高い割合を占めているのに対し、有木では「ナカノマ型」85軒中33軒・「続き間型」27軒と「ナカノマ型」と「続き間型」がほぼ同数存在している。つまり、「ナカノマ型」から「続き間型」への変化には地域差が確認できる。

表6　間取り類型の地域別軒数

	ナカノマ型	続き間型	ナカノマ改造型	分類困難型	計
有木	33	27	7	8	75
笹尾	89	18	9	4	120
計	122	45	16	12	195

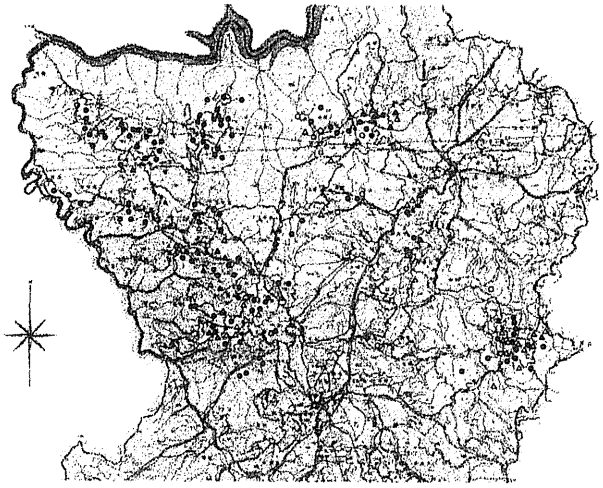

●：ナカノマ型、△：続き間型、
▲：ナカノマ改造型、○：分類困難型

図 13　「ナカノマ型」「続き間型」の分布

そこで、明治時代の旧豊松村における「ナカノマ型」と「続き間型」の地域分布をより詳しく分析するために、家屋台帳記載の民家 195 軒を地図上にプロットしたものが図 13 である。この図より、「続き間型」の民家が旧豊松村の南東部に非常に高い割合で存在していたこと、そして旧村の北西部に行くにしたがって「続き間型」の割合は低くなり、反対に「ナカノマ型」の占める割合が高くなっていることがわかる。また、民家調査において家屋台帳作成後に「ナカノマ型」に建て替えられた民家を 2 軒確認したが、これは共に旧村笹尾地区の西端に位置していた。これらのことから、「続き間型」は村の南東部から北西部へと徐々に広がっていったと考えられる。

ところで、最初に旧豊松村が地形的・歴史的背景から岡山県側からの文化的影響を強く受けやすい環境であったことを述べた。「続き間型」が岡山県に接する旧村の南東部から北西部へと広がっていった事実は、「続き間型」の文化が岡山県側から導入され、それが次第に全村に広がっていったということを示していると考えることができるだろう。

4.　おわりに

4.1　「ナカノマ型」と「続き間型」

旧豊松村の家屋台帳のデータおよび民家調査より、旧豊松村の民家が「ナカノマ型」と「続き間型」二つの形式を中心に展開してきたことが確認できた。「ナカノマ型」は中央に囲炉裏を備えた 2.5×2.5 間の部屋が、公的な儀式も含めた生活のあらゆる場面で家の中心となる間取り形式であり、「続き間型」は床の間を備えたオクノマと次の間であるナカノマが公的な儀式の場、囲炉裏を備えたニワが日常生活の場というように機能分化した形式のものであった。そして、旧豊松村の民家は「ナカノマ型」から「続き間型」へ、明治時代を通して変化していった。ただし、こうした変化を、豊松村の民家における「ナカノマ型」から「続き間型」への単なる発展現象ととらえるのは適切ではない。家屋台帳作成時の「ナカノマ型」「続き間型」の分布が示すとおり、それは床の間を頂点に人が集まる「続き間型」の生活文化が村の東に位置する岡山県より導入されることにより、村民の抱く住まいの理想像がそれまでの囲炉裏を中心とする「ナカノマ型」から「続き間型」に入れ替わったことを意味しているのだ。そして、旧豊松村の民家は、より古くから存在した「ナカノマ型」と新しく導入された「続き間型」、タイプの異なる二つの住まいの理想像を中心に展開してきたのである。

4.2　旧豊松村の民家の諸類型

ここで、「ナカノマ型」「続き間型」という二つの理想像を設定した上で、家屋台帳の民家を見直してみると、当時の豊松村の民家を大きく五つのグループに分けて捉えることが最も適切であるように思える。すなわち、一つは「ナカノマ型」の目標とされた理想型である。2.5×2.5 間のナカノマの奥に寝室として利用可能な奥行き 1.5 間のオクノマを設け、さらに裏側に 1 間幅のナンドを備えるタイプが「ナカノマ型」理想型である。有木の 5 軒、笹尾の 23 軒、合計 28 軒がこの「ナカノマ型」理想型に属する。次が「ナカノマ型」の不完全型である。これは、理想型を目指しながらも様々な事情から理想型には及ばなかったものである。ナカノマを中心に間取りが構成されていることと、オクノマもしくはナンドの奥行きが 1 間以上ありナカノマと寝室として利用可能な部屋とに分化していることを「ナカノマ型」不完全型の条件とする。有木の 9 軒、笹尾の 41 軒、合計 50 軒が「ナカノマ型」不完全型に分類できるが、その半数以上は表側の 2 室を 2.5×2.5 間のナカノマと 1.5 間幅のオクノマで構成される標準モデルで、ナンド側の居室を省略した例である。同様に、「続き間型」にも理想型と不完全型がある。8 畳 2 間（ナカノマあるいはオクノマが 10 畳のものも含む）の続き間と奥行き 1.5 間のナンドからなるものが理想型で、オクノマ・ナカノマが 6 畳と狭いものや、ナンドの奥行きが 1.5 間に満たない狭いものが不完全形である。最初に「ナカノマ改造型」に分類したタイプも、理想の「続き間型」を目標としながらそれを達成できていないので、この分類では「続き間型」不完全型になる。「続き間型」理想型は有木に 12 軒、笹尾に 11 軒、合計 23 軒あり、「続き間型」不完全型は有木に 20 軒、笹尾に 14 軒、合計 34 軒ある[注7]。最後は、「ナカノマ型」の理想とも「続き間型」の理想ともかけ離れた 1 室型の「小規模住居」である。これは、理想のタイプを求めるだけの余裕がまだなかったグループで、「ナカノマ型」が理想とされた時代には「ナカノマ型」の予備軍、「続き間型」が理想とされる時代には続き間型の予備軍となった。最初の分類でいうと「ナカノマ型」に含まれるものが大半で、

ナカノマ1室のものとオクノマの奥行き半間のタイプの多くがこれに該当する。有木の18軒、笹尾の27軒、合計45軒が「小規模住居」に分類される[注8]（表7）。

さて、この研究において検討した家屋台帳に記される民家の主役は、従来の民家調査で対象となってきた庄屋層の大規模民家ではなく、一般農民の住まいである。もちろん家屋台帳には庄屋の住まいも含まれているが、それは少数にすぎず、これまで述べてきた内容に影響を与えるものではない。旧豊松村にあった一般的な農家は、江戸時代の後半期には「ナカノマ型」理想型を目標として、その後のある時点からは「続き間型」理想型を目標として建築されてきたのである。

そして、実際に理想型を達成できた民家もいくつかあるが、一方で理想を求めながらも不完全な形で妥協せざるを得なかった民家やその理想を追うことさえできなかった民家もあった。村の民家は、常に理想型・不完全型・小規模住居の三つのグループに分化しており、その村の一般農家の理想像が囲炉裏を中心に接客空間を形づくる「ナカノマ型」から床の間を頂点とする接客空間を備えた「続き間型」へと変化していたのである（図14）。今回調査した旧豊松村の家屋台帳は、この地域の一般農家の理想像が「ナカノマ型」から「続き間型」に替わる正にその時に作成されたものであった。その結果、家屋台帳には相異なった二つの理想像を目指す民家群が収録されたのである。

床の間を備えた続き間座敷の建築文化が民家に導入されるプロセス、続き間座敷の文化導入以前の民家における間取りや空間のあり方、一般民家が持っている階層性の問題など、民家を理解するために不可欠ないくつかの課題について、その解決の糸口をこの家屋台帳から私たちは読み取ることができるのだ。

〈注〉

1)『日本歴史地名大系第35巻　広島県の地名』平凡社、1982年。『ふるさとの文化遺産　郷土資料辞典34　広島県』人文社、1998年。

2)『家屋台帳』の年代を確定するために、実測調査と並行して約50軒の住宅で『家屋台帳』記載の人物の生没年を調査した。没後も名義変更がないと考えられる例が2軒あったが、それ以外の人物の没年から台帳の成立が明治23年を下らないことが確認できた。一方、明治17年に建て替えられた家（有木34）が掲載されていることと、この地区の『土地台帳』の制作年を考慮して『家屋台帳』も明治10年代の末に制作されたと考えた。

3）調査番号と番邸との対応は、表7参照。

4）部屋毎の面積の記載と間取り図の間数は、土間において若干一致しない例が多い。研究では一つ一つについて検討し、一致しないものについてはより合理的に理解できる間数に改めて、間取り図を描き直した。

5）桁行2.5間で梁行が2間～2.5間の不整形なナカノマを持つ家1軒を含む。

6）3.5×2間のうち1間四方が土間になっているので、床上の面積は12畳になる。

7）3室以上で構成される続き間の場合は「続き間型」理想型に含めたが、妻座敷はここには含めなかった。したがって、これ以外に3軒の妻座敷の「続き間型」がある。

8）以上の他に「分類困難型」が11軒ある。

〈研究協力者〉

本研究に伴う資料調査・実測調査などは、川本重雄・児島由美子の指導の下、京都女子大学学生喜田華奈子、長谷川幸恵、若月綾美、佐藤美穂、大西恭代、桑島未由、岡村美穂、小田柿祥子、坂口亮子によって行われた。特に、喜田が行った家屋台帳の整理・清書・分析なしにはこの研究は成り立たなかった。

なお、本報告は喜田華奈子が京都女子大学に提出した卒業研究『広島県旧豊松村の明治期の家屋台帳と民家－家屋台帳に見る民家の諸形態とその変遷－』をもとに、川本・児島が資料を再度精査し、加筆・修正・再構成したものである。また、報告執筆に当たっての資料整理や図版の清書では満田さおり・菊谷紀恵の協力を得た。本研究にこれまで惜しみなく協力してくれた京都女子大学の卒業生・学生たちに篤く感謝したい。

さらに、資料の撮影や民家の実測調査では、神石高原町の教育委員会の方々、笹尾有木地区の皆さんに大変お世話になった。心から感謝を申し上げたい。

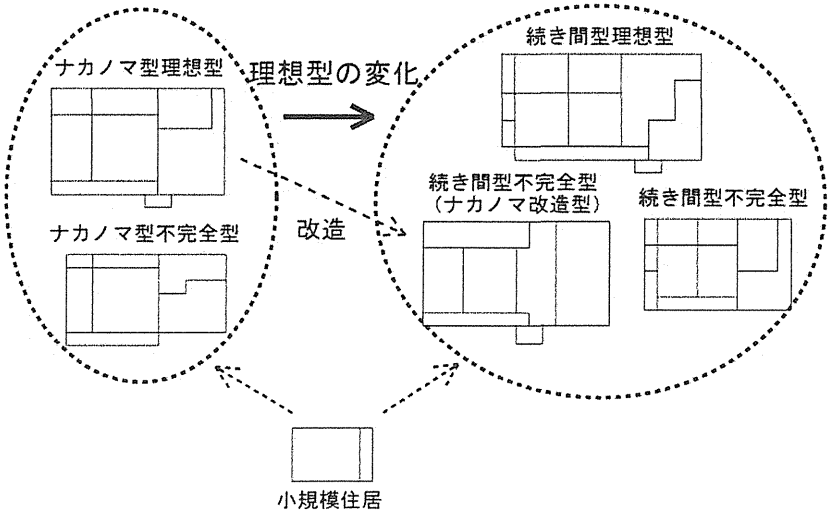

（図14）旧豊松村明治期民家間取り模式図

表７　旧豊松村家屋台帳記載建物一覧（分類Ⅰは「２章」の分類法、分類Ⅱは「おわりに」の分類法）

笹尾

番号	番邸	分類Ⅰ	分類Ⅱ		番号	番邸	分類Ⅰ	分類Ⅱ		番号	番邸	分類Ⅰ	分類Ⅱ	
1	1	ナカノマ型	ナカノマ型	不完全型	46	43	ナカノマ型	ナカノマ型	不完全型	91	80	ナカノマ型	ナカノマ型	不完全型
2	2	ナカノマ型	ナカノマ型	不完全型	47	44	ナカノマ型	ナカノマ型	理想型	92	82	ナカノマ型	小規模住居	
3	3	ナカノマ型	ナカノマ型	理想型	48	45	ナカノマ型	小規模住居		93	83	ナカノマ型	小規模住居	
4	4	改造型	続き間型	不完全型	49	46	ナカノマ型	ナカノマ型	不完全型	94	84	ナカノマ型	ナカノマ型	不完全型
5	6	ナカノマ型	ナカノマ型	理想型	50	47	続き間型	続き間型	不完全型	95	85	ナカノマ型	ナカノマ型	理想型
6	8	続き間型	続き間型	理想型	51		納屋			96	85次	ナカノマ型	小規模住居	
7	7	ナカノマ型	ナカノマ型	理想型	52	48	続き間型	続き間型	不完全型	97	86	ナカノマ型	小規模住居	
8	9	ナカノマ型	ナカノマ型	不完全型	53	49	ナカノマ型	小規模住居		98	87	ナカノマ型	小規模住居	
9		ナカノマ型	ナカノマ型	不完全型	54	50	ナカノマ型	ナカノマ型	理想型	99	88	ナカノマ型	ナカノマ型	不完全型
10	10	ナカノマ型	小規模住居		55	51	改造型	続き間型	不完全型	100	89	ナカノマ型	ナカノマ型	不完全型
11	11	続き間型	続き間型	理想型	56	52	ナカノマ型	ナカノマ型	不完全型	101	90	ナカノマ型	ナカノマ型	不完全型
12	13	続き間型	続き間型	不完全型	57		集会所			102	91	続き間型	続き間型	理想型
13	14	改造型	続き間型	不完全型	58	53	ナカノマ型	小規模住居		103	92	ナカノマ型	ナカノマ型	理想型
14	15	改造型	続き間型	不完全型	59	54	ナカノマ型	ナカノマ型	不完全型	104	93	ナカノマ型	ナカノマ型	理想型
15	16	続き間型	続き間型	理想型	60	55	ナカノマ型	小規模住居		105	94	分類困難型	分類困難型	中間型
16	17	ナカノマ型	小規模住居		61	56	ナカノマ型	ナカノマ型	不完全型	106		ナカノマ型	小規模住居	
17	18	ナカノマ型	ナカノマ型	不完全型	62	57	続き間型	続き間型	不完全型	107	95	ナカノマ型	小規模住居	
18	19	改造型	続き間型	不完全型	63		寺院			108	96	ナカノマ型	小規模住居	
19	20	ナカノマ型	ナカノマ型	不完全型	64		寺院			109	97	ナカノマ型	ナカノマ型	理想型
20	21	続き間型	続き間型	理想型	65	58	ナカノマ型	ナカノマ型	不完全型	110	98	ナカノマ型	ナカノマ型	理想型
21	22	ナカノマ型	小規模住居		66		ナカノマ型	小規模住居		111	99	ナカノマ型	ナカノマ型	不完全型
22	24	続き間型	続き間型	理想型	67	59	続き間型	続き間型	理想型	112	100	ナカノマ型	ナカノマ型	不完全型
23	25	分類困難型	分類困難型	中間型	68	60	ナカノマ型	ナカノマ型	理想型	113		仕事場		
24	23	ナカノマ型	ナカノマ型	不完全型	69		分類困難型	小規模住居		114		納屋		
25	26	ナカノマ型	ナカノマ型	理想型	70	61	ナカノマ型	ナカノマ型	理想型	115	101	ナカノマ型	小規模住居	
26		ナカノマ型	ナカノマ型	不完全型	71	62	ナカノマ型	ナカノマ型	理想型	116	102	続き間型	続き間型	不完全型
27	27	続き間型	続き間型	不完全型	72	63	ナカノマ型	ナカノマ型	不完全型	117	103	ナカノマ型	ナカノマ型	不完全型
28	28	ナカノマ型	小規模住居		73	64	ナカノマ型	ナカノマ型	不完全型	118		納屋		
29	29	ナカノマ型	ナカノマ型	不完全型	74	65	ナカノマ型	ナカノマ型	不完全型	119	104	ナカノマ型	ナカノマ型	不完全型
30	30	ナカノマ型	ナカノマ型	不完全型	75	66	続き間型	続き間型	理想型	120	105	ナカノマ型	ナカノマ型	不完全型
31	31	ナカノマ型	ナカノマ型	不完全型	76	67	ナカノマ型	ナカノマ型	不完全型	121		納屋		
32	32	続き間型	続き間型	理想型	77	68	ナカノマ型	ナカノマ型	理想型	122	106	ナカノマ型	小規模住居	
33	33	ナカノマ型	ナカノマ型	不完全型	78	69	分類困難型	分類困難型	中間型	123	107	ナカノマ型	小規模住居	
34	34	ナカノマ型	ナカノマ型	不完全型	79	70	ナカノマ型	ナカノマ型	理想型	124	108	ナカノマ型	ナカノマ型	不完全型
35		ナカノマ型	小規模住居		80	71	ナカノマ型	ナカノマ型	理想型	125		納屋		
36	35	ナカノマ型	ナカノマ型	理想型	81	72	改造型	続き間型	不完全型	126	109	ナカノマ型	ナカノマ型	不完全型
37	36	ナカノマ型	ナカノマ型	不完全型	82	72次	ナカノマ型	小規模住居		127	110	ナカノマ型	小規模住居	
38	37	ナカノマ型	小規模住居		83	73	続き間型	続き間型	妻座敷	128	111	ナカノマ型	ナカノマ型	不完全型
39		神社			84	74	ナカノマ型	ナカノマ型	理想型	129	112	ナカノマ型	ナカノマ型	理想型
40	38	ナカノマ型	ナカノマ型	理想型	85	75	ナカノマ型	ナカノマ型	理想型	130	113	ナカノマ型	ナカノマ型	不完全型
41		寺院			86	76	続き間型	続き間型	理想型	131	11次	ナカノマ型	小規模住居	
42	39	改造型	続き間型	不完全型	87	77	ナカノマ型	小規模住居		132	115	ナカノマ型	ナカノマ型	不完全型
43	40	改造型	続き間型	不完全型	88	78	ナカノマ型	ナカノマ型	不完全型	133		納屋		
44	41	改造型	続き間型	不完全型	89		納屋							
45	42	続き間型	続き間型	理想型	90	79	ナカノマ型	ナカノマ型	理想型					

有木

番号	番邸	分類Ⅰ	分類Ⅱ		番号	番邸	分類Ⅰ	分類Ⅱ		番号	番邸	分類Ⅰ	分類Ⅱ	
1		分類困難型	分類困難型		30	29	ナカノマ型	ナカノマ型	理想型	59	番外	長屋		
2		神社			31	30	ナカノマ型	小規模住居		60	105	ナカノマ型	ナカノマ型	理想型
3	1	ナカノマ型	小規模住居		32	31	間取り図欠			61	106	ナカノマ型	小規模住居	
4	2	ナカノマ型	ナカノマ型	理想型	33	88	続き間型	続き間型	理想型	62	107	続き間型	続き間型	不完全型
5	3	続き間型	続き間型	不完全型	34	128	改造型	続き間型	不完全型	63	108	ナカノマ型	ナカノマ型	不完全型
6	4	ナカノマ型	ナカノマ型	不完全型	35	129	続き間型	続き間型	不完全型	64	109	分類困難	分類困難型	中間型
7	5	ナカノマ型	ナカノマ型	不完全型	36		神社			65	110	続き間型	続き間型	不完全型
8	6	ナカノマ型	小規模住居		37	80	間取り図欠			66	111	ナカノマ型	ナカノマ型	不完全型
9	8	続き間型	続き間型	理想型	38	89	ナカノマ型	ナカノマ型	特殊型	67	112	分類困難	分類困難型	中間型
10	7	続き間型	続き間型	不完全型	39	90	分類困難	分類困難型	中間型	68	113	小規模		
11	10	続き間型	続き間型	理想型	40	91	ナカノマ型	小規模住居		69	114	ナカノマ型	ナカノマ型	理想型
12	11	ナカノマ型	小規模住居		41	92	続き間型	続き間型	不完全型	70	115	ナカノマ型	ナカノマ型	理想型
13	12	続き間型	続き間型	不完全型	42	93	改造型	続き間型	不完全型	71	117	ナカノマ型	小規模住居	
14	13	続き間型	続き間型	妻座敷	43	94	ナカノマ型	小規模住居		72	116	続き間型	続き間型	不完全型
15	14	ナカノマ型	ナカノマ型	不完全型	44	95	続き間型	続き間型	理想型	73	118	ナカノマ型	小規模住居	
16	15	ナカノマ型	小規模住居		45	番外	続き間型	続き間型	不完全型	74	119	ナカノマ型	ナカノマ型	不完全型
17	16	続き間型	続き間型	理想型	46	96	続き間型	続き間型	不完全型	75	120	分類困難	分類困難型	中間型
18	17	ナカノマ型	小規模住居		47	97	続き間型	続き間型	不完全型	76	121	続き間型	続き間型	理想型
19	18	続き間型	続き間型	理想型	48	番外	ナカノマ型	小規模住居		77	122	続き間型	続き間型	不完全型
20	19	改造型	続き間型	不完全型	49	98	ナカノマ型	小規模住居		78	番外	ナカノマ型	小規模住居	
21	20	続き間型	続き間型	理想型	50	99	続き間型	続き間型	理想型	79	123	改造型	続き間型	不完全型
22	21	ナカノマ型	ナカノマ型	不完全型	51	100	分類困難	分類困難型	中間型	80		寺院		
23	22	続き間型	続き間型	不完全型	52	番外	間取り図欠			81	番外	長屋		
24	23	ナカノマ型	小規模住居		53	番外	ナカノマ型	小規模住居		82	124	続き間型	続き間型	理想型
25		寺院			54	101	続き間型	続き間型	理想型	83	125	ナカノマ型	ナカノマ型	不完全型
26	26	改造型	続き間型	不完全型	55	番外	ナカノマ型	小規模住居		84	126	改造型	続き間型	不完全型
27	27	続き間型	続き間型	妻座敷	56	102	ナカノマ型	ナカノマ型	不完全型	85	127	改造型	続き間型	不完全型
28	27	ナカノマ型	小規模住居		57	103	分類困難	分類困難型	中間型					
29	28	分類困難	分類困難型	中間型	58	104	続き間型	続き間型	理想型					